
ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア形成促進事業 (ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業) 説明会

令和6年5月28日(火)
兵庫県産業労働部観光局観光振興課

ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア形成促進事業 (ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業)

○事業概要

高齢者・障害者等による**回遊性を高める「面」での取組を促進**するため、地域を挙げてユニバーサルツーリズムに積極的に取り組む観光地を「**ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア**」
(通称：**ひょうごユニバーサルな観光地**)として指定し、地域ぐるみの取組をモデル的に支援

補助対象	地域が一体となってユニバーサルツーリズムの推進に取り組む協議会						
支援数・期間	モデル事業として 2地区程度 を支援 (最大2年間)						
補助率・補助上限額	1 / 2 (1地区あたり 最大1,600万円/年)						
補助メニュー	<table border="1"> <tr> <td>観光</td> <td>▶ エリア内の観光関連施設（民間施設）や地域が所有する観光資源（足湯等）のバリアフリー化補助 等</td> </tr> <tr> <td>滞在</td> <td>▶ 観光地の公衆トイレ等のバリアフリー化補助 ▶ 車椅子、筆談タブレット等の購入補助 等</td> </tr> <tr> <td>移動</td> <td>▶ 地域所有の巡回バス・UDタクシーの導入補助 等</td> </tr> </table>	観光	▶ エリア内の観光関連施設（民間施設）や地域が所有する観光資源（足湯等）のバリアフリー化補助 等	滞在	▶ 観光地の公衆トイレ等のバリアフリー化補助 ▶ 車椅子、筆談タブレット等の購入補助 等	移動	▶ 地域所有の巡回バス・UDタクシーの導入補助 等
	観光	▶ エリア内の観光関連施設（民間施設）や地域が所有する観光資源（足湯等）のバリアフリー化補助 等					
	滞在	▶ 観光地の公衆トイレ等のバリアフリー化補助 ▶ 車椅子、筆談タブレット等の購入補助 等					
移動	▶ 地域所有の巡回バス・UDタクシーの導入補助 等						

○募集期間 令和6年5月22日（水）～7月22日（月）

《参考》 令和6年度 実施スケジュール	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	募集開始	公募		審査	決定	ユニバーサルな観光地づくり支援					

エリア設定の考え方

- ・ 高齢者・障害者等の**回遊性の向上**に資するエリア設定とするため、原則、市町内の観光地を中心とする区域を対象とし、複数の市町にまたがる**広域の区域（但馬地域全域等）は対象外**
- ・ 市町全域を推進エリアとして応募することは差し支えないが、**特定の観光地を形成する区域に限定してエリア設定**することが望ましい。

応募者の要件

- ア 地域が一体となってユニバーサルツーリズムの推進に取り組む**協議会**であること。
 ※構成団体は、地域の実情に合わせて選定して構わないが、**市町の参画は必須**とする。

[構成団体例]

市町(必須)、観光協会、観光施設、宿泊施設、交通事業者、福祉事業者、アクティビティ関連事業者、NPO等

※市町が参画できる協議会は1つまで（**1市町につき1エリアの応募に限る**）。

※協議会は新設・既設を問わない。

- イ 推進エリアの形成に向けた**エリア計画を策定**していること。
- ウ エリア決定後、SNS等を活用した**取組状況・取組結果等の発信**を行うこと。
- エ エリア決定後、「**福祉のまちづくりアドバイザーによるチェック&アドバイス制度**」を活用すること。
 ※ハード整備工事の開始までに活用すること（補助金申請時点では未活用で可）
 ※既に同制度を活用済みのエリアについては、新たな活用は任意
- オ **経理体制**が整っていること。

推進エリアの決定

○選定方法

- ・ エリア計画に基づき、有識者等で構成される選定委員会等で**審査（書面審査）**を行い、推進エリアを決定する。
- ・ なお、必要に応じ、応募者に対して個別に提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

○選定基準

- ユニバーサルツーリズムの推進に向けた**地域が一体となった取組**であること。
- 高齢者・障害者等が**回遊できるエリア**となるよう、「**点**」ではなく「**面**」でユニバーサルツーリズムを推進する取組であること。
- **ひょうごユニバーサルなお宿、ひょうごユニバーサルツーリズムコンシェルジュ等と連携**した取組であること。
- **今後の展開（取組の継続性等）を見据えた取組**であること。
- 推進エリア形成に対して事業費の用途・配分等が妥当であること。 等

○選定エリア数 **2エリア程度**

○補助金額の内示

- ・ エリア決定の際に、本県の予算の範囲内で補助金交付額を内示するため、エリア選定における精査等の結果、エリア計画で申請された**補助金希望額を減額して内示する**場合がある。

エリア計画書（様式第2号）

- 書面審査において、選定基準等を満たすかどうか判断できるよう、エリア計画書には取組内容等についてできるだけ詳細に記載すること。
- 様式に示す枠内に収まりきらない場合は、枠を広げて記載可
- これまでの取組の成果物など、計画内容を補足する既存資料等がある場合は、計画書に参考添付すること。

（様式第2号）

ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア計画書 （ひょうごユニバーサルな観光地づくり計画書）

- 1 エリアの名称
- 2 エリアの区域・範囲（図面も添付）

3 協議会の構成団体

構成団体名	代表者の職氏名

4 エリア計画の概要

補助メニュー

	補助メニュー	各メニューの補助上限額
観光	①エリア内の 観光関連施設（民間施設） のバリアフリー化補助 ※土産物屋、 <u>観光客向け</u> の飲食店等の民間施設が対象 ※ 宿泊施設は対象外	[EV無し] 400万円 [EV有り] 1,400万円 [EVのみ] 1,000万円
	② 地域が所有する観光資源 のバリアフリー化補助 ※ 地域が所有する足湯等 の観光資源が対象	1,000万円
滞在	③ 観光客向け公的施設 のバリアフリー化補助 ※ 観光地の公衆トイレ等 が対象	500万円
	④ユニバーサルツーリズム推進に資する 物品の購入 補助【ソフト】 ※ 車椅子、筆談タブレット等 の物品購入が対象	※
移動	⑤ 地域所有の巡回バス・UDタクシーの導入 （購入・リース）補助 ※バス・タクシーともに 車いす対応の車両 が対象 ※エリア内での運行が対象 ※ <u>関係法令（道路運送法等）</u> を遵守すること ※リースの場合、支援期間中のリース料が対象	[巡回バス] 500万円 [UDタクシー] 150万円
	⑥地域所有の巡回バス・UDタクシーの 交通事業者への運行委託 補助 ※バス・タクシーともに 車いす対応の車両 が対象 ※エリア内での運行が対象 ※ <u>関係法令（道路運送法等）</u> を遵守すること	250万円

補助メニュー

	補助メニュー	各メニューの補助上限額
受入 体制	⑦ アドバイザー派遣 （協議会活動への助言等）に係る経費補助【ソフト】 ※アドバイザーの謝金・旅費等が対象	※
	⑧ユニバーサルツーリズム 研修への講師派遣 に係る経費補助【ソフト】 ※研修講師の謝金・旅費等が対象	
	⑨エリアのユニバーサル情報を発信する ホームページ作成 補助【ソフト】 ※エリアの観光情報を発信する <u>既存のホームページ（観光協会のホームページ等）へのページ追加も対象</u>	
	⑩エリアの ユニバーサルマップ作成 補助【ソフト】 ※マップ作成のデザイン・印刷等に係る経費が対象	
	⑪ユニバーサル情報の 案内表示・案内看板設置 補助 ※エリア内のユニバーサル情報を表示する屋外案内板、サイン等	
その他	⑫その他ひょうごユニバーサルな観光地の形成に資する取組に係る経費補助 ※知事が必要かつ適当と認めるものに限る。 ※ 事前に県観光振興課に要相談	—

※**ソフト対策補助メニュー**（【ソフト】と記載のあるメニュー）は、**補助額合計の上限を200万円**とする。

★**補助メニューごとに補助額（対象事業費×1/2）を算出**し、その**合計額が補助金の総額（上限1,600万円）**

ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア（ひょうごユニバーサルな観光地）事業費 （協議会名：○△地区ユニバーサルツーリズム推進協議会）

(単位：円)

令和 6年度	取組内容		実施主体	補助メニュー 番号	県補助金 (a)	自己資金 (b)	事業費 (a+b)
	1	土産物屋 (○□屋) のバリアフリー化工事 (車いす対応トイレ等)	(株)○□	①	4,000,000	4,000,000	8,000,000
	2	○△地区の足湯のバリアフリー化工事 (スロープの設置等)	○△財産区	②	4,500,000	4,500,000	9,000,000
	3	UT物品購入 (車いす、車いすタイヤカバー、入浴着等)	○△旅館組合	④	400,000	400,000	800,000
	4	アドバイザー派遣 (○回)	○△市	⑦	100,000	100,000	200,000
	5						0
	6						0
	7						0
	8						0
	9						0
	10						0
計					9,000,000	9,000,000	18,000,000

取組内容欄には、**具体的な内容** (工事内容、購入する物品の内容、回数・個数等) が分かるように記載すること

ソフト対策補助メニュー (黄色着色部分) は、補助金の合計が **200万円** に収まるよう要調整

令和 7年度	取組内容		実施主体	補助メニュー 番号	県補助金 (a)	自己資金 (b)	事業費 (a+b)
	1	飲食店 (△□亭) のバリアフリー化工事 (スロープ設置等)	(株)△□	①	2,500,000	2,500,000	5,000,000
	2	○△地区の公衆トイレのバリアフリー化工事 (洋式化等)	○△市	③	3,000,000	3,000,000	6,000,000
	3	○△地区の観光案内所のバリアフリー化工事 (出入口の拡幅、自動ドアの設置等)	○△市	③	3,000,000	3,000,000	6,000,000
	4	UT物品購入 (筆談タブレット等)	○△観光協会	④	300,000	300,000	600,000
	5	車いす対応巡回バス (○人乗り) の購入	○△旅館組合	⑤	5,000,000	6,000,000	11,000,000
	6	アドバイザー派遣 (○回)	○△市	⑦	300,000	300,000	600,000
	7	ユニバーサルツーリズム研修の開催 (○回)	○△市	⑧	150,000	150,000	300,000
	8	ホームページのユニバーサルページの作成	○△観光協会	⑨	800,000	800,000	1,600,000
	9	ユニバーサルマップ作成 (○部作成)	○△観光協会	⑩	450,000	550,000	1,000,000
	10	ユニバーサル情報のサイン設置 (地区内○カ所)	○△市	⑪	400,000	600,000	1,000,000
計					15,900,000	17,200,000	33,100,000

補助上限のあるメニューは要注意 (上限を超える分は、自己資金で負担)

合計 (令和6・7年度計)					24,900,000	26,200,000	51,100,000
----------------------	--	--	--	--	------------	------------	------------

補助メニュー活用上の留意点

○補助メニュー全般

- ・補助金に関する交付申請や交付の決定、交付、事業の変更、事業結果等の実績報告、補助金の返還等については、別に定める補助金交付要綱に従って行う。
- ・補助金は年度ごとに申請し、申請事業は当該年度内に完了（支払いが完了）すること。
- ・補助金は原則、精算払いとする。
- ・県補助金に千円未満の端数がある場合は、切り捨てることとする。
- ・補助金の交付決定よりも前に着手した場合は、補助対象外とする。（ハード整備の場合、設計事務所や工事施工者と契約した日を着手日とみなす）
- ・国の補助金や、県の他の補助金を受ける場合は補助対象外とする。
- ・協議会の構成団体のうち課税事業者が実施する事業については、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。（別紙「【参考】本事業における消費税及び地方消費税（消費税等）の取扱」を参照）

○ハード整備に係る補助メニュー

- ・ハード整備工事の整備基準は、原則として福祉のまちづくり条例施行規則別表第3又は第4の5の基準によるものとする。
- ・福祉のまちづくり条例施行以後に建築された建築物のうち、建築工事着工時の条例の定める整備基準に適合していない建築物に対する工事は補助対象外とする。
- ・ハード整備工事において、建築確認申請又は福祉のまちづくり条例に基づく届出が必要な行為（増築・用途変更等）は補助対象外とする。ただし、エレベーター、車いす使用者利用便房又は授乳室が無い建築物にこれらを整備することが主な目的の増築については、この限りではない。
- ・敷地の増加に伴う施設改修においては、土地の売買に係る経費を補助対象外とする。

補助対象経費

- ・補助メニューに基づき、協議会が実施する推進エリアの形成に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの。
- ・補助事業の実施に**直接必要な経費として明確に区分**できるもので、**補助金交付決定日以降に、発注、契約等**を行い、**補助事業実施期間中に支払いが完了**し、かつ**証拠書類によって金額等が確認**できる経費であること。

補助対象外経費

- ・人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、パソコンなど汎用性のある量産用機械の購入費用、販売促進費用、その他**公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用**。また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

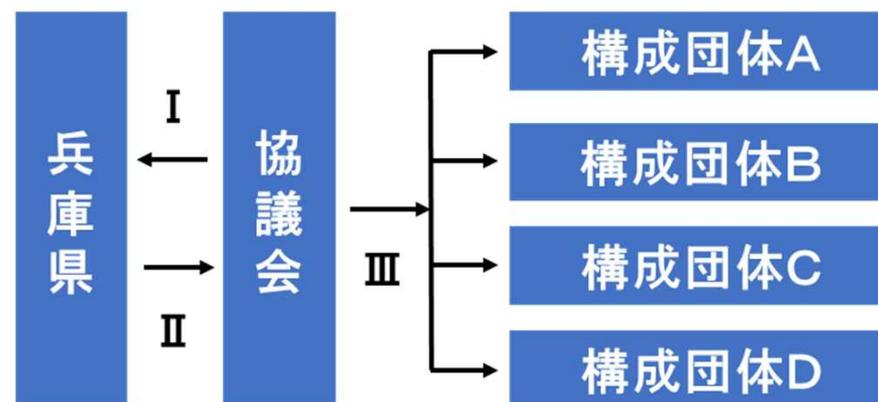
実績確認

- ・補助金の執行実績について、事業完了後、**補助対象物件や証拠書類（請求書、領収書等）**などについて**現物確認等の完了検査**を実施する。
- ・検査の結果次第では、実際の交付額が交付決定額を下回ることがある。

補助金支払い（精算払い）の流れ

補助金は以下の流れで支払うこととする。

- (Ⅰ) 協議会から県に補助金実績報告・補助金請求
- (Ⅱ) 県から協議会に補助金支払い
- (Ⅲ) 協議会から各構成団体へ補助金を分配



※補助金の振込先は、本事業以外の出入金と明確に区分できるように、**本事業専用の口座を開設**することが望ましい。

※協議会から委任することにより特定の構成団体の口座を補助金の振込先として指定することが可能（**必ずしも協議会の口座を開設する必要はない**）

取得物品等の帰属

- ・本事業を実施した結果、取得した物品等は、**協議会の各構成団体に帰属**するものとする。
- ・なお、取得財産等については、交付要綱に従い、**一定の期間、処分が制限**される。

応募方法

○募集期間 令和6年5月22日（水）～**令和6年7月22日（月）17時まで**

※応募する意思がある場合は、**6月28日（金）17時まで**にメール又は電話により県観光振興課まで連絡すること。

○提出書類

- ・ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア応募書（様式第1号）
- ・ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア計画書（様式第2号）
- ・ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア事業費（様式第3号）
- ・消費税及び地方消費税の申告（様式第4号）

※**補助メニューの①～③、⑤、⑥、⑪、⑫**を活用する事業に係る経費については、その**価格の根拠となる見積書、積算資料等を添付**すること。

※見積書・積算資料等は、工事等の内容や規模などが分かるよう、「〇〇一式」等ではなく、可能な範囲で**数量や単価等を記載**すること。

○質問

- ・推進エリアの応募に係る質問は、**市町がとりまとめ**の上、質問書（様式第5号）により**6月14日（金）17時まで**に下記問い合わせ先に記載のメールアドレスへ送付すること。
- ・質問への回答は、**応募する意思を示している申込者全員へ連絡**する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な計画内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

○提出方法 郵送又は**電子メール**による。

※電子メールの場合、件名を「ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリアに関する応募」とし、提出書類の容量の合計を**原則10MB以下**とすること。また、**必ず受信を電話で確認**すること。

高齢者・障害者等が「行きたいところ」に 旅行できる兵庫の実現に向けて

《問い合わせ先》

兵庫県 産業労働部 観光局 観光振興課

ユニバーサルツーリズム推進担当

T E L : 078-362-3375

F A X : 078-362-4275

メール : kankoushinkou@pref.hyogo.lg.jp